

各指定医療機関 開設者 (代表者) 様

保健福祉局医務監 館石 宗隆
(札幌市保健所長事務取扱)

特定医療費 (指定難病) 受給者証に係る有効期限の 3 か月延長について

平素より、本市の保健・医療行政の推進にあたり格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、札幌市では、下記のとおり、特定医療費 (指定難病) 受給者証の有効期限を 3 か月自動延長することとしましたので、ご案内いたします。

これにより、下記対象者につきましては、更新申請期間も変更となりますので、更新申請に係る臨床調査個人票の作成等にあたっては、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

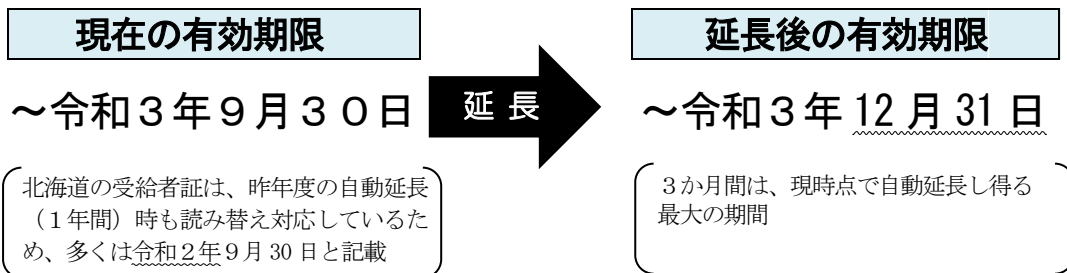
また、このことに関する周知用資料 (別添) を作成いたしましたので、指定医等、関係する方々へご周知くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

記

1 延長対象者と延長期間 (北海道・札幌市の独自延長)

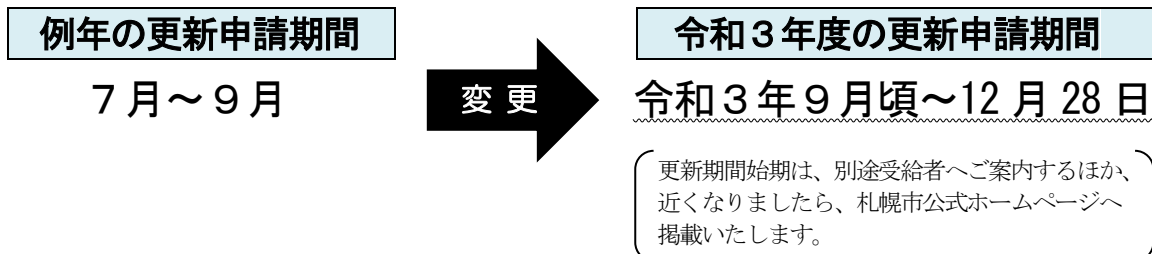
有効期限が令和 3 年 9 月 30 日の方を対象とし、有効期間を 3 か月間延長します。

なお、有効期間を 3 か月延長した受給者証は、北海道・札幌市ともに交付しないため、下記のとおり、有効期限を読み替えてご対応願います (北海道・札幌市共通)。



2 更新申請期間について

この延長に伴い、下記のように更新申請期間を変更します (北海道も同時期に変更)。



3 臨床調査個人票について

このたびの延長に伴い、令和3年度の更新申請においては、令和3年4月以降に作成したもの（最終ページの記載年月日による。）を対象といたします（北海道・札幌市共通）。

通常は、申請日の3か月前までに作成したものを有効としておりますが、本更新申請に限り、既に作成済みの臨床調査個人票であっても、作成日が令和3年4月以降のものであれば、更新申請にご使用いただけます。

4 その他

- ・北海道・札幌市ともに、小児慢性特定疾病医療受給者証に関しては、延長等の措置は無く、更新手続きは通常通りとなります。
- ・このたびの有効期間の延長対応は、北海道・札幌市での独自対応となるため、他自治体の受給者証内容の確認が必要となった場合は、当該自治体に直接ご確認願います。
- ・本通知内容は、別添を含め、札幌市公式ホームページの下記に掲載しております。

(URL) http://www.city.sapporo.jp/eisei/nanbyo/isi_iryokikan.html

ホーム> 健康・福祉・子育て > 医療 > 難病への対策や取組について > 医師・医療機関の皆様へ

〒060-0042

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル

札幌市保健福祉局保健所健康企画課難病医療係

TEL 011-622-5153 FAX 011-622-7223